規則

○会計検査院規則第六号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第十二条第三項及び第三十八条の規定に基づき、会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年九月一日

会計検査院長　森田　祐司

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第五局情報通信検査課の事務分掌事項欄中「総務省国際戦略局」を「デジタル庁、総務省国際戦略局」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。